

メタデータのオープン化に関する FAQ

令和元年 12 月 1 日 ジャパンリンクセンター運営委員会制定
改訂 令和 4 年 2 月 28 日 ジャパンリンクセンター事務局

※本 FAQ は、今後予定されている JaLC システム改修を前提にした内容となっています。

目次

第 1 章 データ登録者編.....	2
Q1 ジャパンリンクセンター（以下、「JaLC」）に登録されたメタデータ（以下、「JaLC データ」）は、全て公開されるのですか？.....	2
Q2 「連携機関」とは具体的にどういった機関を指すのですか？.....	2
Q3 公開されている全ての JaLC データは、第三者が自由に利用できるのですか？.....	2
Q4 DOI や被引用情報は、どのような条件で第三者に利用されるのですか？.....	2
Q5 抄録の「公開」と「利用」の違いは何ですか？.....	3
Q6 抄録を公開したくありません。どのように登録すれば公開されませんか？.....	4
Q7 JaLC 参加規約第 9 条第 1 項には、JaLC は、抄録を JaLC 正会員および連携機関に対し「利用目的や態様を問わず無償で自由に利用させることができる」とありますが、自分の抄録が知らないうちに盗用・改ざんされても文句がいえないのでしょ	4
うか？.....	4
Q8 第三者によって抄録が利用された場合、対価をもらえないのですか？.....	4
Q9 JaLC 正会員および連携機関以外の第三者による抄録利用の可否について、どのようにシステムに登録すればよいのですか？また、論文ごともしくは一括で設定することは可能ですか？.....	5
Q10 著作権者が抄録を第三者に利用させたくないという意向を持っているのですが、抄録を登録しないということは可能でしょうか？また、JaLC 正会員および連携機関以外の第三者に抄録の利用を許諾するつもりがない場合にも抄録の登録はできますか？.....	5
Q11 本学会では CC-BY で公開するという条件で論文投稿を受け付けています。メタデータについては特に定めていませんが、このような場合、JaLC 参加規約と同じ条件であると考えてよいのですか？.....	5
Q12 論文等のコンテンツ本体の利用条件等も変更になるのでしょうか？.....	6
第 2 章 データ利用者編.....	7
Q13 抄録を利用したいのですが利用条件はありますか？.....	7
Q14 JaLC 準会員は抄録を利用できますか？.....	7

第1章 データ登録者編

第1節 共通項目

Q1 ジャパンリンクセンター（以下、「JaLC」）に登録されたメタデータ（以下、「JaLCデータ」）は、全て公開されるのですか？

A1 はい、全てのJaLCデータは公開されます。

①JaLC正会員がシステムに登録した書誌データ（タイトル、著者名、収録ジャーナル名、収録巻・号、開始ページ、ISBN、ISSN等）、URI、引用情報、抄録といった各種データや、②JaLCが有効化（登録）したDOI、③JaLCが作成し、登録した被引用情報は、JaLCデータとして、JaLCシステムの検索画面・APIを通じて不特定多数の第三者に対して公開されます。

Q2 「連携機関」とは具体的にどのような機関を指すのですか？

A2 「連携機関」とは、JaLCが連携する法人もしくは団体のことを指します。今後、連携機関は増加していく予定です。

「連携機関」の一覧は下記をご参照ください。

https://japanlinkcenter.org/top/doc/JaLC_collaborative.pdf

Q3 公開されている全てのJaLCデータは、第三者が自由に利用できるのですか？

A3 公開されている全てのJaLCデータを第三者が自由に複製やネット掲載等の態様で利用できるわけではありません（なお、「利用」の意味については、Q5をご覧ください）。JaLCデータのうち、タイトル、著者名、収録ジャーナル名、収録巻・号、開始ページ、ISBN、ISSN等といった「書誌データ」や、URL等のURI、引用文献等の引用情報は、一般的には著作権法上の保護対象である「著作物」には該当しないと考えられています。そのため、これらのメタデータについては、不特定多数の第三者が、目的や営利性を問わず、自由に利用できます（JaLC参加規約8条）。

一方で、JaLCデータのうち、「抄録」は、著作権法上の保護対象となる「著作物」に該当するものが多いと考えられていることから、JaLC正会員および連携機関に限り、自由に利用できるものとし、これら以外の第三者は、別途抄録を登録した正会員の許諾を得なければ利用できないものとしています（JaLC参加規約9条）。

Q4 DOIや被引用情報は、どのような条件で第三者に利用されるのですか？

A4 DOIは、「●●●●●●●●/××××.▲▲▲.▲▲▲」及び「https://doi.org/●●●●●●●●/××××.▲▲▲.▲▲▲」のような形で表される文字列であり、著作権等の対象とはならないため、あらゆる第三者が、パブリックな情報として、その目的や営利性を問わず自由

に利用することができます。

被引用情報も、同様に、パブリックな情報として、不特定多数の第三者がその目的や営利性を問わず自由に利用することができます。

Q5 抄録の「公開」と「利用」の違いは何ですか？

A5 抄録の「公開」とは、JaLC システムの検索画面・API を通じて、不特定多数の利用者に対して抄録を提供することを意味します。JaLC システムの利用者は、提供された抄録を利用端末上で閲覧することができます。

一方、抄録の「利用」は、JaLC システムで公開（提供）されている抄録を、例えば複製して第三者に頒布したり、インターネット上に掲載したりすること等を意味します。JaLC システムで公開されている抄録は、JaLC 正会員および連携機関は自由に利用することができます、これら以外の第三者が利用するには、別途抄録を登録した正会員の許諾を得る必要があります（Q3 参照）。なお、第三者による抄録利用の可否については、「抄録ライセンスフラグ」で設定できます。（Q9 参照）。

第2節 論文執筆者向け

Q6 抄録を公開したくありません。どのように登録すれば公開されませんか？

A6 JaLC のシステムに登録された全ての JaLC データは、JaLC システムの検索画面・API を通じて不特定多数の第三者に公開されることになっており、システム上、抄録のみを非公開にする設定はできません。なお、JaLC のシステムに登録されなければ公開はされませんので、不特定多数の第三者に抄録を公開したくない場合には、システムに抄録情報を登録しないでください。登録済みの抄録の公開を止める場合は、「一括抄録情報登録画面」にて、DOI リストを指定して一括で抄録を削除することができます。

Q7 JaLC 参加規約第9条第1項には、JaLC は、抄録を JaLC 正会員および連携機関に対し「利用目的や態様を問わず無償で自由に利用させることができる」とありますが、自分の抄録が知らないうちに盗用・改ざんされても文句がいえないのでしょ

A7 「利用目的や態様を問わず無償で自由に利用させることができる」というのは、抄録の盗用や改ざんなどを認めることではありません。盗用や改ざんが無断で行われた場合には、著作権等の権利行使が可能です。

Q8 第三者によって抄録が利用された場合、対価をもらえないのですか？

A8 JaLC を通じて対価をもらうことはできません。しかし抄録が広く利用されることで論文へのアクセス数が増加し、その結果として研究成果のプレゼンスの向上が大きく期待されるメリットがあると考えられます。

第3節 データ登録者向け

Q9 JaLC 正会員および連携機関以外の第三者による抄録利用の可否について、どのようにシステムに登録すればよいですか？また、論文ごともしくは一括で設定することは可能ですか？

A9 抄録登録時、Web フォームを使用して登録する場合には、利用可否を選択する機能（チェックボックス）（プルダウン）にて、XML による登録の場合には、抄録の利用可否を選択する項目「抄録ライセンスフラグ」にて設定可能です。登録済みの抄録についても、同機能により設定可能です。

許諾可能な利用条件に応じて以下の通り設定してください。

- ① 不特定多数の第三者に抄録の自由利用を許諾する場合
・・・「抄録ライセンスフラグ 第三者使用可（allow）」
- ② JaLC 正会員、連携機関のみに抄録の自由利用を許諾する場合
・・・「抄録ライセンスフラグ 第三者使用不可（disallow）」

また、コンテンツ単位での設定に加え、「一括抄録情報登録画面」における、DOI リストを指定しての一括設定も可能です。

Q10 著作権者が抄録を第三者に利用させたくないという意向を持っているのですが、抄録を登録しないということは可能でしょうか？また、JaLC 正会員および連携機関以外の第三者に抄録の利用を許諾するつもりがない場合にも抄録の登録はできますか？

A10 不特定多数の第三者への抄録の公開や JaLC 正会員・連携機関による利用を許諾できない場合、抄録の削除・非登録をお願いします。登録済みの抄録の公開を止める場合は、「一括抄録情報登録画面」にて、DOI リストを指定して一括で抄録を削除することができます。また、JaLC 正会員および連携機関以外の第三者に抄録の利用を許諾するつもりがない場合でも、「抄録ライセンスフラグ」を「第三者使用不可（disallow）」に設定した上で抄録を登録することは可能です。

しかしながら論文へのアクセス数の拡大が見込まれ、その結果として研究成果のプレゼンスの向上が大きく期待されることから、JaLC では抄録の登録（公開）や、第三者への利用許諾を奨励しています。

Q11 本学会では CC-BY で公開するという条件で論文投稿を受け付けています。メタデータについては特に定めていませんが、このような場合、JaLC 参加規約と同じ条件であると考えてよいですか？

A11 CC-BY の条件と JaLC の参加規約で定められた条件とは同一ではありませんのでご注

意ください。

また、抄録については、JaLCの参加規約上、JaLCが、JaLC正会員および連携機関に無償で自由に利用させることが想定されていますので、そのために必要な許諾を著作権者から必ず得るようにしてください。

Q12 論文等のコンテンツ本体の利用条件等も変更になるのでしょうか？

A12 今回、利用条件等が変更となるのは、JaLCに登録されるメタデータのみであり、論文等のコンテンツ自体の利用条件等は従前どおりです。

第2章 データ利用者編

Q13 抄録を利用したいのですが利用条件はありますか？

A13 JaLC 正会員および連携機関は、利用目的や態様を問わず無償で自由に抄録を利用できます。

JaLC 正会員、連携機関以外の方は、「抄録ライセンスフラグ」が「第三者使用可 (allow)」に設定されている場合のみ、利用目的や態様を問わず無償で自由に利用できます。「第三者使用不可 (disallow)」に設定されている抄録については利用できません。

詳しくは「一般向けデータ提供サービス利用規約」をご確認ください。

https://japanlinkcenter.org/top/doc/JaLC_general_riyoukiyaku.pdf

Q14 JaLC 準会員は抄録を利用できますか？

A14 JaLC 準会員の抄録の利用条件は、JaLC 正会員、連携機関以外の第三者と同様となります。そのため抄録を登録した正会員の許諾がある（「抄録ライセンスフラグ」が「第三者使用可 (allow)」に設定されている）抄録に限り、利用態様を問わず無償で自由に利用することが可能となります。

<関連資料>

- ・ [ジャパンリンクセンター参加規約](#)
- ・ [正会員・連携機関向けデータ提供サービス利用規約](#)
- ・ [一般向けデータ提供サービス利用規約](#)
- ・ [【解説】JaLCにおけるメタデータの取り扱いと抄録ライセンスフラグについて](#)

－以 上－